

「『パウロ研究』を巡る新しい視点」を巡って¹

——契約遵法主義を中心にして——

伊藤明生

1. 序論：「『パウロ研究』を巡る新しい視点」提唱

ジェームズ・ダン (James D.G. Dunn) が「『パウロ研究』を巡る新しい視点 (The New Perspective on Paul)」と題してマンチェスター大学でマンソン記念講演を行ったのは、今から30年ほど前の1982年11月4日であった。ダンは、講演の冒頭部分で、“Not another commentary on Romans!” (またもう一冊ローマ書の注解書か) と印象に残る言葉を残している。ダンが、ローマ書の注解書を執筆していることを新約学の同僚たちと分かち合うと、異口同音に「ローマ書の注解書は既に十分あるのに！」と、ある種の驚きの表現として戻って来た応答である。自らが執筆中であるローマ書の注解書は「もう一冊のローマ書の注解書」ではなく、新たな視点に立つパウロ研究の最新の成果に基づいたローマ書解釈を提示する、とダンは講演で前宣伝することを意図していた。

新約聖書時代のユダヤ教は律法主義である、と従来は紋切り型的に繰り返されてきたが、エッド・サンダースは、1977年出版の大部の著作『パウロとパレスティナのユダヤ教 (Paul and Palestinian Judaism)』で、第二神殿期のユダヤ教

¹ 本稿は、福音主義神学会東部部会春期研究会 (2014年6月16日 [月] お茶の水クリスチャンセンターにて) の際に筆者の行った発表に基づいている。聴いてくださった方々、および貴重なご意見をくださった方々に改めて感謝したい。

とは“covenantal nomism (契約遵法主義²)”である、と論じた。ダンの言う「『パウロ研究』を巡る新しい視点 (New Perspective on Paul)」とは、サンダースが論じたユダヤ教理解に基づいたパウロ研究であり、ローマ書解釈のことであった。サンダースの著書出版から、5年経っても、その成果を踏まえたパウロ研究はまだ見当たらないので、自分がまさにそれに取り組んでいる、とダンは述べている。私たちが何かを解釈しようとする際には、どのような文脈または文化脈に位置付けて解釈しようとするかが、解釈の結果を大きく左右する重大な前提である。パリサイ人であったタルソ出身のサウロは、当初キリスト教会を迫害していたが、よみがえられたイエスにダマスコ途上で出会って「回心」を遂げ、「異邦人の使徒」パウロと生まれ変わった。「異邦人の使徒」パウロが語ったキリストの福音がどのようなものであったかという問いに答えるにあたっては、「回心」前の彼の宗教であったユダヤ教がどのようなものであった、と理解するかが、ひとつの重要なポイントとなる。

上記のマンソン記念講演が行われた翌年には、マンチェスター大学発行の定期刊行物 *Bulletin of John Rylands Library* の65号で講演原稿は出版されて、広く読まれるようになった³。そして、ダンが講演で前宣伝したローマ書注解は1988年に *Word Biblical Commentary* のシリーズから上下二巻で出版された⁴。WBCの注解書シリーズはローマ書も含めて一巻ものにするというのが、当初の方針であったが、その方針を変更させたのはダンである、と風の便りに聞いたことがある。マンソン記念講演で前宣伝した効果が発揮されたと言うのは穿った見方であろうか。これ以後、パソコンの普及とも相俟って、WBCのシリ

² E. P. Sanders, *Paul: A Very Short Introduction* (Oxford University Press)の邦訳、土岐健治と太田修司共訳『パウロ』(教文館、2002年)では、covenantal nomismは「契約規範主義」と訳出されている。ところが、「契約規範主義」では、律法に直接言及がないので、本稿では別の訳語「契約遵法主義」を採用した。

³ James D.G. Dunn, “The New Perspective on Paul” *Bulletin of John Rylands Library* 65 (1983), pp.95-122 = Dunn, *Jesus, Paul and the Law: Studies in Mark and Galatians* (London: SPCK, 1990), pp.183-214 = Dunn, *The New Perspective on Paul*, rev. ed. (Grand Rapids, Michigan/Cambridge: Eerdmans, 2008. original ed.; Tübingen: Mohr Siebeck, 2005), pp. 99-120.

⁴ J.D.G. Dunn, *Romans 1-8* (Word Biblical Commentary 38_a; Dallas: Word, 1988) and *Romans 9-16* (Word Biblical Commentary 38_b; Dallas: Word, 1988)

ーズの注解書 (WBCに限らないが) は拡大の一途を辿った (ルカ福音書と黙示録は三巻!)。しかし、ダンのローマ書注解は、大成功とは言い難かった。「律法の行い (εργα νόμου)」とは、一般的な意味で律法を遵守することではなく、“boundary markers” (契約の境界のしるし) として機能する点をダンが強調した。このような社会学的機能が律法にあることに着目したことは的確であったが、「律法の行い」とは割礼、安息日規程、食事規程を指す、と限定的に解釈したことは少し行き過ぎであったと思われる。律法の中でも、これら三つの規程に、ユダヤ民族の特異性を際立たせる効果があったことは事実である。しかし、「律法の行い」=割礼、安息日規程、食事規程の三つの規程に限定することには無理があったと思われる⁵。

当然のこと、ダンは自らのパウロ研究の新しさを強調したが、斬新とまでは言い難いものであった。サンダースほど直系ではないかもしれないが、ダンのパウロ理解は、系譜的にはアルバート・シュヴァイツァー⁶、クリスター・シュテンダール⁷以来のパウロ解釈の伝統という大きな流れに属している。また、ローマ書解釈に限っても先例が全くないほど新たな理解でもない。オリゲネス以来のローマ書解釈の歴史を一冊の本にまとめたマーク・リーズナーに言わせると、「『パウロ研究』の新しい視点」のローマ書解釈は、オリゲネスのそれに回帰している⁸。オリゲネスは、自らのローマ書注解で繰り返しパウロを仲立ち的存在として描いている。オリゲネスのローマ書解釈が既にユダヤ人と異邦人の関係に焦点が合っていることに、「新しい視点」のローマ書解釈を先取りしていた、とリーズナーは分析する。

⁵ ダン自身も認めている。例えば、*The New Perspective on Paul*, p. 23.

⁶ Albert Schweitzer, *The Mysticism of Paul the Apostle*, ET by W. Montgomery (Baltimore and London: John Hopkins University Press, 1956); *Paul and His Interpreters*, ET by W. Montgomery (Toronto: University of Toronto Libraries, 2011)

⁷ Krister Stendahl, *Paul Among Jews and Gentiles and Other Essays* (Philadelphia: Fortress Press, 1977)

⁸ Mark Reasoner, *Romans in Full Circle: A History of Interpretation* (Louisville, Kentucky: Westminster John Knox Press, 2005), pp. xxv-xxvii など。

ダンが1982年に「新しい視点」を提唱してから、30年も経ち、New Perspective on Paul という句そのものが一人歩きした感もなくはない⁹。実際に「『パウロ研究』を巡る新しい視点」に関連付けられる人物や立場にも幅が認められることもあり、様々な混乱が生じている。ここまでの説明で十分に明確にできたと思うが、「新しい視点」は特定の神学的立場やパウロ神学とは結び付いていない。30年も経って今更「『パウロ研究』を巡る新しい視点」でもないという反応も想定できる一方で、逆にダン以後、とりわけ昨今のライト¹⁰などを巡った発展に興味をお持ちの読者もいらっしゃると思う。本稿では、ダンが提唱した「新しい視点」は、あくまでもユダヤ教理解の新しい理解を土台としている点を強調する立場から、本論部分では、サンダースの大著を中心にしてユダヤ教理解の「新しい視点」を取り挙げることにする。サンダースの大著は、内容的には広範囲に影響のある内容でありながら、十分に中身にまで立ち入って議論されることが、今まで日本の福音派ではなかったように思われる。キリスト教という宗教は、第二神殿期のユダヤ教に起源があるので、どのようにそのユダヤ教を理解するかは単にパウロ研究に留まることなく、広く新約聖書全体の解釈や理解とも関連し、さらには聖書神学および組織神学とも関連してこころは、ここで改めて言うまでもないことである。

2. サンダース著『パウロとパレスティナのユダヤ教：宗教パターンの比較』

エッド・サンダース著『パウロとパレスティナのユダヤ教：宗教のパターンの比較』の初版は1977年に出版された¹¹。まだ原稿をタイプライターで清書して、活字で版を組んでいたアナログ時代の書籍である¹²。序章から索引まで合

⁹ 興味深いことに、ダンは“new perspective on Paul”という表現を新造したのは自分ではなく、N.T. Wrightであるとする（Wright, “The Paul of History and the Apostle of Faith”, *Tyndale Bulletin* 29 [1978], p.64: “a new perspective on other related Pauline problems”参照）。それでも、ダンが周知させたことには相違ないと思う。

¹⁰ N.T. Wright, *Paul and the Faithfulness of God* (Christian Origins and the Question of God; Minneapolis: Fortress Press, 2013)など。

¹¹ E.P. Sanders, *Paul and Palestinian Judaism: A Comparison of Patterns of Religion* (London: SCM/Philadelphia: Fortress, 1977).

¹² 著者サンダースは、原稿をタイプして仕上げた秘書であったスーザン・フィリッ

わせると600頁を超える本書は大著であった。本書の出版は、その後の新約聖書学を完全に様変わりさせたと言っても過言ではない。サンダースの結論に賛同する、しない、に拘わらず、無視することは決して許されない一書である。目次 (contents) と序文 (preface) の後に、序章 (introduction) で始まる。サンダースは、先ずパウロとユダヤ教を巡る過去の新約学の研究を批判的に概観して、何が論点であるかを明確にしている (1—12頁)。特に、パウロの福音とユダヤ教を対立的に理解する傾向を批判的に取り扱っている。さらに、初期ラビ文献 (= タナ文献, Tannaitic Literature) を扱う第一章の冒頭で、「ラビの宗教は律法主義的な行いの義である、という見解の根強さ (the persistence of the view of Rabbinic religion as one of legalistic works-righteousness)」と題して、より焦点を絞ってラビのユダヤ教は律法主義であるという立場が批判的に取り挙げられている (33—59頁)。具体的にはエミール・シューラー¹³やピラベックとシュトラックなどのドイツ語圏の教科書的で標準的な文献¹⁴が楯玉に上げられている。他方で、ジョージ・ムアのユダヤ教研究¹⁵などは肯定的に評価されている。プロテスタントの新約学者や神学者たちが、ユダヤ教=律法主義と伝統的に理解して、恵みの福音と対立的に理解してきたことをサンダースは念頭に置いている。この序章の行間から、サンダースの論点を読み取ることは容易である。

本論自体は二部構成である。第一部でパレスティナのユダヤ教が取り扱われ、第二部でパウロが扱われている。第一部のパレスティナのユダヤ教の部分は、33頁から428頁で、本書全体の三分の二を占めている。取り挙げている文献資

ズに対する個人的な思い入れを序文で吐露し、本書を彼女の思い出に献呈することも頷ける。

¹³ Emil Schürer, *A History of the Jewish People in the Time of Jesus Christ*, 5 vols ET rev.ed., by G. Vermes, F. Millar and Matthew Black (Edinburgh: T. & T. Clark, 1973-1987).

¹⁴ H. Strack und P. Billerbeck, *Kommentar zum Neuen Testament aus Talmud und Midrasch*, 4 vols (München: C.H. Beck, 1922-1961).

¹⁵ George F. Moore, “Christian Writers on Judaism”, *Harvard Theological Review* 14 (1921), pp. 197-254; idem., *Judaism in the First Centuries of the Christian Era: The Age of the Tannaim* 3 vols repr.ed. (Peabody: Hendrickson, 1997).

料は、初期ラビ文献（タナ文献 [Tannaitic Literature]）と死海文書と外典偽典（ベン・シラの知恵、第一エノク、ヨベル書、ソロモンの詩篇、第四エズラ）で、年代的には紀元前二百年から紀元後二百年と幅がある¹⁶。パレスティナのユダヤ教文献の中でも、二百頁も費やして論じる初期ラビ文献の章（33—238頁）は圧巻である。死海文書に百頁弱しか費やしていない（239—328頁）ことと比べると、サンダースが初期ラビ文献を重視したことは一目瞭然であり、サンダースの論旨から言っても、それは当然のことであった。しかもラビ文献を取り扱う場合には、伝承の真正性、年代の問題など複雑で専門的な課題が山積しているため、議論には細心の注意を要した。ラビ文献をうわべだけで読むと、実際に律法の規程を守り行うことを想定しつつ、律法の規程の微に入り細に入り具体的に解釈することに多くの言葉が費やされている。ところが、根底に隠れている基本的概念こそが重要である。そして、サンダースは、ラビのユダヤ教の律法理解の根底には契約があると論じる。項目を列挙するだけでもサンダースの議論は十分推察できる。①選びと契約、②従順と不従順：報いと罰、③報いと罰と来たるべき世、④契約の構成員であることによる救いと贖い、⑤適切な宗教的行為：ザカーとツアダク、⑥異邦人、⑦宗教生活と体験の性質という七項目¹⁷に分けて論じられている。サンダースの結論は次のようなものであ

¹⁶ 第二次世界大戦後のユダヤ教研究では「第二神殿期」という表現が一般的である。バビロン捕囚の際に、破壊されたソロモンの神殿が第一神殿であるのに対して、第二神殿とは捕囚後に再建された神殿のことである。そして、ユダヤ民族はローマに対して叛乱を起こすが、紀元70年にはエルサレムが陥落して神殿は破壊された。これを境にして、ユダヤ民族の宗教や文化を含めた生活が大きく変わったと理解される。いわゆるラビのユダヤ教は紀元後1世紀末に始まり、最初のラビ文献である「ミシュナー」は紀元200年頃出版された。他方、「(旧新約) 中間時代」という表現も以前は用いられたが、キリスト教の観点に立った表現であって、ユダヤ民族の時代区分としては不適切なものと判断されている。サンダースの言う紀元前200年から紀元後200年は第二神殿期とは同じではないが、サンダースは初期ラビ文献も取り挙げたいという意図から、紀元後200年までを含めたものと思われる。

¹⁷ 4) The election and the covenant, 5) Obedience and disobedience: reward and punishment, 6) Reward and punishment and the world to come, and 7) Salvation by membership in the covenant and atonement, 8) Proper religious behaviour: *zakah* and *tsadaq*, 9) The Gentiles, and 10) The Nature of Religious Life and Experience.

る。ラビたちは契約関係が永続的に有効であると信じていた。律法を遵守したことを加算して、違反したことを減点する（違反は贖いの対象）ようなことはしなかった。むしろ、ラビたちは、神がイスラエルの忠実な構成員全員を救うと信じていた。忠実な構成員とは、従順であり、違反した場合には、悔い改めと贖いによって自らの居場所を契約のうちに確保する者である。神の民として選ばれたので、戒めが与えられた。戒めは遵守するために与えられ、違反した際には、悔い改めて贖いをするのが契約共同体に留まる条件と理解された。贖罪についても律法で規定されている。以上が「契約遵法主義（covenantal nomism）」である。

初期ラビ文献について契約遵法主義が妥当な理解である、とサンダースが説得力のある形で議論を提示することができるならば、死海文書について同様の結論を導き出すことは比較的容易である。ラビ文献とは異なり、死海文書は、ユダヤ教内の一分派が作り出した文書である。死海文書を残した共同体は、ユダヤ教内の一分派という意味では、キリスト教会やパリサイ派と類似する面があったことは容易に想像できる。その意味で、死海文書を残した共同体が、一方でパリサイ派と、他方でキリスト教会と共通する点があることも十分に領ける。死海文書については、①契約と契約の民、②選びと予定論、③戒め、④成就と違反；罪の性質；報いと罰、⑤贖い、⑥神の義と人の義、⑦宗教生活という七項目¹⁸に分けて論じている。

死海文書の章の後で、サンダースは外典と偽典、具体的にはベン・シラの知恵、第一エノク、ヨベル書、ソロモンの詩篇、第四エズラを扱う章を設けている。この五つの文書を扱う章（329—418頁）は、死海文書全体を扱った前章とほぼ同じ長さである。パレスティナのユダヤ教を扱う第一部の最後に結論として短い章が設けられている。そして、①契約と律法、②共通する宗教上のパターン：契約遵法主義、③黙示運動と律法主義、④分派と党派、⑤イエスとパ

¹⁸ 2) The covenant and the covenant people, 3) Election and predestination, 4) The commandments, 5) Fulfilment and transgression; the nature of sin; reward and punishment, 6) Atonement, 7) The righteousness of God and the righteousness of man, 8) The religious life.